

鳥取大学発ライフセービングクラブ会則

第一章 総則

第1条（名称）

本クラブの名称は鳥取大学発ライフセービングクラブ（以下、本クラブ）とし、略称を TOUL とする。

第2条（目的）

本クラブは、鳥取大学周辺の海岸を中心とした水辺における事故防止や環境保全、救助、救急処置技術の向上を行い、観光客および地元住民のマリンレジャー・スポーツ活動に寄与することにより、クラブ員の知性・感性を高めるとともにライフセービングの普及と地域社会への貢献を目的とする。

第3条（活動）

本クラブは前述の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) ライフセービングの普及に関する活動。
- (2) 海水浴場の監視及び水難救助に関する活動。
- (3) 水難救助技術・救急処置技術の向上及び普及に関する活動。
- (4) 海浜の美化清掃活動及び環境保全に関する活動。
- (5) 海浜に関する知識の獲得に関する活動。
- (6) 関連講習会、研修会への参加に関する活動。
- (7) 地域社会や他団体との交流・情報交換に関する活動。
- (8) 各関係機関とのネットワーク確立に関する活動。
- (9) その他、第2条の目的を達成するために必要と認められた活動。

第4条（シンボル・ロゴ）

本クラブのシンボルマーク及びロゴマークについては以下のように定める。

- (1) クラブシンボルマーク：図1
- (2) クラブロゴマーク：図2



図 1



図 2

第二章 会員

第4条（会員）

本団体の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：本クラブの目的に賛同し、活動に従事できる個人。
- (2) 賛助会員：本クラブの事業に賛同する個人及び団体。

第5条（入会）

本クラブに入会を希望するものは後述の事務局及び役員に所定の『正会員申込用紙』『賛助会員申込用紙』入会用紙を提出することでクラブ会員として活動することができる。

第6条（会費）

会費は年会費とし、毎年4月1日から翌年の3月末日までを1つの年度として数える。

- (1) 正会員の会費は月額500円とする。
- (2) 賛助会員は会員の自由意志で一口3000円より賛助会費を納入することができる。
- (3) 年度途中から正会員になった場合でも同額の会費を納入する。
- (4) 本クラブに入会費は設定しない。

第7条（会員特典）

本クラブの正会員・賛助会員特典は次のとおりである。

- (1) 正会員（初年度）：クラブシャツ1枚支給。
- (2) 賛助会員：機関誌配布。

第8条（退会）

本クラブにおける会員の退会は、以下の通りとする。

- (1) 本クラブの目的に反し、本クラブの名誉を著しく損ねた場合。
- (2) その他、退会せざるを得ない重大な事由がある場合。

第三章 役員、専門部及び事務局

第9条（役員）

本クラブの円滑な運営のため、以下のように役員を設定する。

- | | |
|----------|------|
| (1) 理事長 | 1名以上 |
| (2) 理事 | 1名以上 |
| (3) 代表 | 1名 |
| (4) 副代表 | 1名 |
| (5) 企画部長 | 1名 |
| (6) 会計部長 | 1名 |
| (7) 広報部長 | 1名 |
| (8) 監視長 | 1名 |

第10条（役員職務）

- (1) 理事長：理事：本クラブ全体の最高責任者。
- (2) 代表：クラブ運営の責任者として総会などを司り、全クラブ会員を統括する。
- (3) 副代表：クラブの事務を担当する。HP管理など。
- (4) 企画部長：クラブイベントの企画とその運営などを担当する。
- (5) 会計部長：クラブの会計業務一般を担当する。
- (6) 広報部長：クラブの広報活動、様々な情報の発信、他クラブとの情報交換。
- (7) 監視長：専門部長、海水浴シーズン中の監視活動の指揮、監視計画の立案など。

第11条（専門委員会）

本クラブの水難救助技術・救急処置技術の向上、海水浴シーズン中の監視活動を円滑に行うため専門委員会を設定する。専門委員会は救助・競技委員会、救急処置委員会、警備委員会の3つをおく。

- (1) クラブ会員は必ずいずれかの委員会に所属しなければならない。
- (2) 各委員会はそれぞれごとに責任者（委員長）を選出する。
- (3) 各委員会は専門性を高めるための学習を怠ってはならない。
- (4) 各委員会は習得した知識・技術をクラブ会員全てに波及させる責務を負う。
- (5) 各委員会はクラブの練習会で中心的役割を担う。
- (6) 海水浴シーズン中の監視活動において、必ず各委員会より1名以上が参加しなければならない。

第12条（各委員会の専門性）

- (1) 救助・競技委員会：水上における救助技術・泳力向上に関すること。
- (2) 救急処置委員会：心配蘇生法・応急処置に関すること。
- (3) 警備委員会：監視活動・海象に関すること。

第 13 条（事務局）

本団体は、主たる事務局を鳥取大学共通教育棟 C 棟 1 階西村研究室に置く。

- (1) 本団体は、総会の決議を経て、従たる事務局を必要な地におくことができる。

第 14 条（選出）

本クラブの役員及び、委員長の選出は次の方法により行われる。

- (1) 役員は総会において会員の互選により選出される。
- (2) 各専門委員長はその委員会に所属するクラブ会員によって選出する。

第 15 条（任期）

本クラブの役員及び、専門委員長の任期に関しては次のとおりである。

- (1) 任期は総会による選出及び承認において 1 カ年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 欠員が生じた場合は、総会の決議に委ね後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 職務上に支障のない範囲での役員及び専門委員長の兼任は認められる。

第 16 条（辞任）

本クラブの役員及び専門委員長の辞任については、次のとおりに定める。

- (1) 役員及び専門委員長の辞任は、本人が辞意を表明しこれを総会が承認したときとする。
- (2) 役員及び専門委員長が本クラブを退会した場合、これを辞任とする。
- (3) 役員及び専門委員長はクラブ会員の過半数以上の者が不信任を表明した場合に解任される。

第四章 会議

第 17 条（会議）

本クラブでは次のような場においてクラブ全体の意思決定を行う。

- (1) 総会 年 2～3 回。
- (2) 臨時総会 役員が必要と認めたとき、クラブ会員全体の過半数が開催を必要としたとき。
- (3) 部会 月 1～2 回。

第 18 条（総会及び臨時総会）

- (1) 総会及び臨時総会は代表者が招集する。
- (2) 総会及び臨時総会は、出席者及び委任者がクラブ会員総数の過半数以上でない場合、承認権を持たない。
- (3) 総会及び臨時総会に出席できない場合は、委任状を似て総会及び臨時総会に委任することができる。

第 19 条（部会）

- (1) 部会はクラブ会員の意思疎通を行う場であり、専門委員会による発表の場でもある。
- (2) 部会は出席者及び委任者がクラブ会員の過半数以上の場合に限り、議決権を持つ。
- (3) 部会に出席できない場合は、委任状を似て部会出席者に委任することができる。

第 20 条（議決）

本クラブの意思決定については、次の手順のとおり定める。

手順（1）部会による議決。

手順（2）本クラブ理事長、理事による議決の承認。

手順（3）総会による承認。

上記の手順を以ってクラブの意思決定とする。

尚、手順（3）については以下の場合においてはその手順を省略してもかまわない。

- (1) 可及的に意思決定をしなければならない場合。
- (2) 議案がクラブ運営にとって重大な影響を及ぼさないと考えられる場合。

第五章 会則の変更

第 21 条（会則の変更）

この会則の改訂及び会則に定めるもののほかの改訂は次のとおりとする。

- （1）改定の発案についてはクラブ会員全員にその権利がある。
- （2）改定の審議は総会及び臨時総会においてのみ行うことができる。
- （3）改訂の議決については総会の議決方法と同じとする。

<付則>

この会則は、平成 20 年 5 月 8 日より施行する。（2008 年 5 月 8 日、TULC クラブ総会によって承認）